

# 宮崎県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成20年3月

(平成29年3月改定)

(令和5年7月改定)

宮 崎 県

# 目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景及び趣旨	1
第2節 計画対象区域	3
第3節 計画の対象物	3
第4節 計画の期間	3
第5節 処分の期限	4
第6節 計画の見直し	4
第2章 発生量、保管量及び処分量の見込み	4
第1節 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	4
1 高濃度PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	5
2 低濃度PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	6
第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な監視、 指導その他の措置に関する事項	6
第1節 高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品	6
1 高濃度PCB使用製品が全て廃棄されること	6
(1) PCB特別措置法と電気事業法の届出制度の活用	6
(2) 関係者の連携の一層の強化	7
2 高濃度PCB廃棄物全てについて、PCB特別措置法に基づく届出が なされること	7
3 高濃度PCB廃棄物の処理促進について	7
(1) 北九州PCB処理事業所等への処分委託を促進するための指導の方針	7
(2) 中小企業等への支援による早期処分の促進	7
第2節 低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品	8
第4章 PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項	8
第1節 PCB廃棄物の処理体制の現状	8
第2節 PCB廃棄物の処理体制の確保のための方策	9
1 本県におけるPCB廃棄物の処理体制の確保	9
2 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を実施するための関係機関の役割	10
(1) 保管事業者及び所有事業者	10
(2) 収集運搬事業者等	11
(3) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社	11
(4) 国	11
(5) 県及び宮崎市	12
(6) 宮崎市以外の県内市町村	12

(7) 無害化処理認定事業者等	12
<b>第3節 PCB廃棄物の処理施設の整備に関する事項</b>	13
<b>第4節 PCB廃棄物の収集運搬体制に関する事項</b>	13
1 広域収集運搬における安全性の確保	13
2 計画的な収集運搬体制の整備	13
(1) 高濃度PCB廃棄物の北九州PCB処理事業所等への計画的な搬入の方針	13
(2) 運搬手段及び運搬経路等に関する指導方針	14
(3) 緊急時の連絡体制	14
<b>第5章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な事項</b>	15
<b>第1節 PCB廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開</b>	15
1 本県のPCB廃棄物等の保管等状況の情報収集、整理及び公開	15
2 PCB廃棄物の処理の推進に必要な知識の普及等	15
<b>第2節 PCBの使用された部品を含む家電製品の処理</b>	15
<b>第3節 進行管理</b>	15

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の背景及び趣旨

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、電気絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有する物質であり、その特性から、熱媒体、変圧器やコンデンサーといった電気機器の絶縁油、感圧複写紙等として幅広い分野で使用されてきた。

しかしながら、昭和43年に発生したカネミ油症事件を契機に、有害性と汚染の進行が問題となり、昭和47年以降はPCBの新たな製造はなくなり、さらに、昭和48年10月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、昭和49年6月からは、その製造、輸入等が事実上禁止となった。

その後、変圧器やコンデンサーを始めとしたPCB廃棄物（PCB原液、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の処理について、民間主導による処理施設の設置の動きが幾度かあったものの、周辺住民の理解が得られなかったことなどから、その処理体制の整備が著しく停滞し、長期にわたり処分がなされずに、事業者において保管が行われてきた。こうした処分のめどが立たないまま長期にわたる保管が継続する中で、PCB廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となった。

一方、国際的な動きとしては、PCB等の残留性有機汚染物質による地球規模の環境汚染を防止するため、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が平成13年5月に採択され、我が国は、平成14年7月の同条約締結の国会承認を得て、翌8月に加入した。この条約では、PCBに関し、令和7年までに使用を全廃すること、令和10年までに適正に処分を完了することなどが定められている。

このような状況から、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）が制定され、この法律に基づき国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「PCB廃棄物処理基本計画」という。）で、拠点的な広域処理施設（以下「拠点的広域処理施設」という。）を全国に5箇所整備するなどして、平成28年7月までにPCB廃棄物の処分を完了することになった。

拠点的広域処理施設の一つである中間貯蔵・環境安全事業株式会社（平成26年12月に日本・環境安全事業株式会社から社名変更）の北九州PCB廃棄物処理施設は、平成15年4月に全国初の事業として着工し、平成16年12月よりPCB廃棄物の早期処理に向けた操業を開始したところである。また、蛍光灯安定器等の処理も平成21年に同施設において開始された。

しかしながら、PCB特別措置法施行後に微量のPCBに汚染された電気機器が大量に存在することが判明したことや、中間貯蔵・環境安全事業株式会社における世界でも類を見ない大規模な化学処理方式による処理が想定よりも遅れていることなどを踏まえ、平成24年12月に国はPCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の処分の期間を令和9年3月に改めた。平成26年にはPCB廃棄物処理基本計画が変更され、保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して処分委託を行う期限として、計画的処理完了期限が設

けられるとともに、処理が容易ではない機器の存在や事業終了のための準備を行う期間等を勘案し、計画的処理完了期限後に事業終了準備期間が設けられた。

このような経緯の下で処理が進められてきたが、これまでの取組の進捗状況に鑑みれば、期限内処理の達成は決して容易ではないことから、計画的処理完了期限よりも前の時点で処分期間（PCB特別措置法第10条第1項の規定に基づき高濃度PCB廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに高濃度PCB廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間をいう。以下同じ。）を設定し、この処分期間内に高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品を自ら処分又は処分委託もしくは廃棄（PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等を義務付け、都道府県知事の報告徴収及び立入検査の権限の強化、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行等の規定を盛り込んだ「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第34号）」が制定され、平成28年5月2日に公布、同年8月1日に施行された。また、電気事業法（昭和39年法律第170号）においては、昭和51年10月からPCBを使用した電気工作物を新規に施設することが禁止されたが、昭和51年10月当時に既に設置されていたPCB使用電気工作物（電気工作物に該当するPCB使用製品をいう。以下同じ。）については、適切な管理の下で引き続き使用することが認められた。

しかしながら、施設後約25年を経過しても依然として相当量のPCB使用電気工作物を使用されており、設備の経年劣化も懸念されていた。このため、PCB特別措置法が制定されたことと併せて、平成13年10月15日に電気事業法電気関係報告規則（昭和40年 通商産業省令第54号）が改正され、PCB使用電気工作物を設置する電気事業者等に、その使用及び廃止の状況について国に対し届け出ることが義務付けられた。さらに平成28年のPCB特別措置法の改正と併せて、高濃度PCB使用電気工作物については、電気事業法に基づく経済産業省令（電気関係報告規則及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）及び電気関係報告規則）等の改正により、使用禁止、管理状況の届出等の措置を講ずることとされた。

一方、PCB特別措置法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量のPCBが検出されるものがあることが判明したことを受け、環境省において焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に微量PCB汚染廃電気機器等が追加され、平成22年から処理が始まった。その後、微量PCB汚染廃電気機器等以外のPCBを含む廃棄物についても焼却実証試験が行われ、当該試験結果を踏まえ、PCB濃度が5,000mg/kg以下の廃棄物についても無害化処理認定制度の対象に追加され、平成25年2月からこれらについても安全かつ円滑に処理が行われてきており、焼却処理の実績が蓄積されてきている。

さらに、橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染物等については、PCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg程度のものも存在し、こうした汚染物等が大量に発生する事案があることや、これらの継続的な調査によって、処理対象物が更に増加していく可能性があることから、PCB濃度が5,000mg/kgから100,000mg/kg程度の可燃性の汚染物等の処理体制の構築に向けた焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、令和元年12月にこれらの汚染物等が無害化処理認定制度の対象に追加されたところであ

る。

このほか、微量のPCBにより汚染された柱上変圧器については、平成13年から電力会社が自社処理に取り組んでいる。なお、これらのPCB廃棄物を含む低濃度PCB廃棄物（高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物をいう。以下同じ。）は、その一部について該当性の判断基準が不明確であり、その適正な処理の推進の支障となってきたが、平成31年3月、環境省はこれらの該当性の判断基準の基本的な考え方を示したところである。

PCB廃棄物の処理完了に向けては、一日も早く確実に処理を完了するため、保管事業者、PCB使用製品（PCB原液、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品をいう。以下同じ。）を所有する事業者（以下「所有事業者」という。）、PCB使用製品を製造した者（以下「製造者」という。）、国、地方公共団体、中間貯蔵・環境安全事業株式会社等の関係者があらゆる努力を払い、一丸となってこの問題を解決するという確固たる意思を持って、それぞれの責務を果たす必要がある。

本計画は、PCB特別措置法第7条の規定に基づいて、廃棄物処理法第5条の5第1項に規定する「廃棄物処理計画」及びPCB廃棄物処理基本計画に則して策定するものであり、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する必要な事項を定め、県内のPCB廃棄物の早期かつ計画的な処理を促進することによって、PCB廃棄物による環境汚染を未然に防止し、将来にわたって県民の健康を保護し、生活環境の保全を図ることを目的とするものである。

## 第2節 計画対象区域

本計画の対象とする区域は、宮崎県内の全域とする。

## 第3節 計画の対象物

本計画の対象物は、PCB特別措置法第2条第1項に定めるPCB廃棄物及び同条第3項に定めるPCB使用製品（以下「PCB廃棄物等」という。）のうち、県内で保管及び所有されているものとする。

PCB廃棄物等の具体的な種類及び製品の種類は、表1に示すとおりである。

表1 計画の対象とするPCB廃棄物等の種類及び製品の種類

①変圧器（トランス）	②コンデンサー（3kg以上）	③コンデンサー（3kg未満）			
④柱上変圧器（柱状トランス）	⑤安定器	⑥その他の機器	⑦PCBを含む油		
⑧感圧複写紙	⑨ウエス	⑩OFケーブル	⑪汚泥	⑫塗膜	⑬その他

注1 「その他の機器」とは、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器及び整流器等をいう。

## 第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成20年3月から令和9年3月までとする。

## 第5節 処分の期限

高濃度PCB廃棄物は、表2に記載された事業終了準備期間までに処分を行う。  
また、低濃度PCB廃棄物は、令和9年3月31日までに処分を行う。

表2 PCB廃棄物の事業終了準備期間等

濃度区分	PCB廃棄物の種類	処分先	計画的処理完了期限	事業終了準備期間
高濃度	変圧器、 コンデンサー等	北九州PCB処理事業所	平成31年3月31日	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで
		大阪PCB処理事業所	令和4年3月31日	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
	安定器、その他汚染物等	北九州PCB処理事業所	令和4年3月31日	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで
低濃度※1	0.5mg/kgを超え 5,000mg/kg以下のもの (可燃性のPCB汚染物等を除く)	無害化処理認定施設		
	0.5mg/kgを超え 100,000mg/kg以下のもの (橋量等の塗膜、感圧複写紙、 汚泥をはじめとする可燃性の PCB汚染物等)			
※1 処分期間 令和9年3月31日まで				

## 第6節 計画の見直し

本計画は、PCB廃棄物処理基本計画の改定等を勘案し、必要に応じて見直しを行うこととする。

# 第2章 発生量、保管量及び処分量の見込み

## 第1節 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

PCB廃棄物の発生量とは、本計画で定める期間内にPCB廃棄物となる量を示すのであり、現在使用中であるPCB使用製品が使用を中止され事業終了準備期間内に処分されることを前提として、PCB使用製品の所有量を今後のPCB廃棄物の発生量とする。

本計画に基づく最終的なPCB廃棄物の処分量については、PCB廃棄物の保管量に発生量としたPCB使用製品の所有量を加えた数量により見込むものとする。

## 1 高濃度PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

令和4年3月31日現在における宮崎県内の高濃度PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みは、表3のとおりである。

表3 高濃度PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

未処理のPCB廃棄物	保管量 (A)	発生量 (B)	処分量 (A+B)	単 位
変圧器 (トランス)	0	0	0	個/台
コンデンサー (3kg以上)	39	0	39	個/台
コンデンサー (3kg未満)	3	0	3	個/台
柱上変圧器 (柱上トランス)	0	0	0	個/台
安定器	26	0	26	個/台
その他の機器	0	0	0	個/台
PCBを含む油	0	0	0	Kg
感圧複写紙	0	0	0	Kg
ウエス	2.33	0	2.33	Kg
OFケーブル	0	0	0	Kg
汚泥	0	0	0	Kg
塗膜	0	0	0	Kg
その他	18.47766	0	18.47766	Kg
総数	68	0	68	個/台
	20.81	0	20.81	Kg

注1 PCB特別措置法施行令第4条に規定する市である宮崎市分を含んだ県内全域の見込みである。

2 「保管量」及び「発生量」については次のように定義した。

保管量：事業者からの届出に係る令和4年3月31日現在の保管量

発生量：事業者からの届出に係る令和4年3月31日現在の使用量



## 2 低濃度PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

令和4年3月31日現在における宮崎県内の低濃度PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みは、表4のとおりである。

表4 低濃度PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

未処理のPCB廃棄物	保管量 (A)	発生量 (B)	処分量 (A+B)	単位
変圧器 (トランス)	97	80	177	個/台
コンデンサー (3kg以上)	31	21	52	個/台
コンデンサー (3kg未満)	50	16	66	個/台
柱上変圧器 (柱上トランス)	1	2	3	個/台
安定器 (用途不明)	35	0	35	個/台
その他の機器	22	65	87	個/台
PCBを含む油	11242.015	0	11242.015	Kg
感圧複写紙	0	0	0	Kg
ウエス	127.76	0	127.76	Kg
OFケーブル	0	0	0	Kg
汚泥	0	0	0	Kg
塗膜	1908.97	6	1914.97	Kg
その他	228.41	1650	1878.41	Kg
総数	236	184	420	個/台
	13507.155	1656	15163.155	Kg

注1 PCB特別措置法施行令第4条に規定する市である宮崎市分を含んだ県内全域の見込みである。

2 「保管量」及び「発生量」については次のように定義した。

保管量：事業者からの届出に係る令和4年3月31日現在の保管量

発生量：事業者からの届出に係る令和4年3月31日現在の使用量

## 第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な監視、指導その他の措置に関する事項

### 第1節 高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品

本計画を達成するためには、事業終了準備期間内に次の各項目を全て達成することが必要である。そのため、各項目について進捗管理を行い、迅速に対応を進めなければならない。

#### 1 高濃度PCB使用製品が全て廃棄されること

##### (1) PCB特別措置法と電気事業法の届出制度の活用

高濃度PCB使用製品については、PCB特別措置法又は電気事業法に基づき事業者から廃棄の見込み又は管理状況の届出がなされることから、電気事業法の電気工作

物に該当する県内の高濃度PCB使用製品の所有状況や廃棄物として排出される際の情報等を的確に把握するため、電気事業法に基づく届出等を所管する九州産業保安監督部等との情報交換等を密に行うことにより両制度の連携を図る。

## **(2) 関係者の連携の一層の強化**

電気事業法の高濃度PCB使用電気工作物については、同法の枠組みを最大限活用し、確実に廃棄されるよう九州産業保安監督部等と連携を図るとともに、廃棄物となった後は早期に処分委託されるよう必要な措置を講ずる。また、電気事業法の電気工作物に該当しない安定器についても、PCB特別措置法に基づき必要な措置を講じる。

さらに、安定器については、製造から40年以上経ち、全国ではPCBの漏えい等の事故も発生していることから、その廃棄に向けて関係機関と連携しながら取組を進める。

## **2 高濃度PCB廃棄物全てについて、PCB特別措置法に基づく届出がなされること**

PCB廃棄物の保管事業者及び高濃度PCB使用製品（電気事業法に規定する電気工作物である高濃度PCB使用製品を除く。以下、この項において同じ。）の所有事業者に対して、PCB特別措置法第8条第1項の規定に基づく届出（PCB特別措置法第19条で準用する場合を含む。）を指導する。

また、全てのPCB廃棄物の処分委託又は高濃度PCB使用製品の廃棄を終えた者に対して、PCB特別措置法第10条第2項の規定に基づく処分終了等届出を指導する。

## **3 高濃度PCB廃棄物の処理促進について**

### **(1) 北九州PCB処理事業所等への処分委託を促進するための指導の方針**

高濃度PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者に対して、PCB特別措置法第10条第1項又は同法第18条の規定に基づき事業終了準備期間内に処分委託又は廃棄するよう指導する。

高濃度PCB廃棄物が事業終了準備期間内に処分委託されない恐れがある場合には、速やかに処分委託を行うよう保管事業者を指導するとともに、必要に応じて改善命令を発出する。

なお、高濃度PCB廃棄物の保管事業者の破産、死去、相続等に起因するなどして、事業終了準備期限内に高濃度PCB廃棄物の処分が完了しない恐れがある場合には、PCB特別措置法第13条の規定に基づき行政代執行を行うこととする。

### **(2) 中小企業等への支援による早期処分の促進**

PCB廃棄物の処分費用については、通常の廃棄物と比べて相当高額にならざるを得ないことから、負担能力の小さな中小企業者等の負担軽減を図るために、独立行政法人環境再生保全機構に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」（以下「基金」という。）が設置された。

基金からの助成及び国からの支援により、中小企業者等は処分料金が軽減されることから、本県は、引き続き本負担軽減制度について中小企業者等への周知を図り、早期処分の促進に努めていくものとする。

## 第2節 低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品

低濃度PCB廃棄物及びPCB使用製品については、令和9年3月31日までに自ら処分又は処分委託するよう保管事業者に対して指導及び助言（以下「指導等」という。）を行う。

なお、低濃度PCBについては、PCB特別措置法の制定以降に発覚したため、使用中の物が相当数あることが想定されること、分析時に機器の停止又は停電を要する等運用上の制約から容易に対応できない場合があること、絶縁油封じ切り機器であるコンデンサー類は使用中の採油はできない構造となっていることから使用を廃止しなければ分析は困難であり、本来PCB汚染のないコンデンサー類の使用の廃止と代替機器の購入までを生じることがあること等の特有の課題が存在することから、PCB汚染の実態は十分に把握されていない状況にある。

また、PCBは、その優れた耐食性、耐水性等により、一部の塗料に使用されており、当該塗料が塗装された道路橋等の鋼構造物の塗膜からPCBが検出されている。これらのPCB含有塗膜の大部分は塗膜としての使用を廃止した場合、低濃度PCB廃棄物に該当すると考えられる。平成30年11月より各省庁、地方公共団体及び民間事業者のPCBを含有した塗料が使用された施設を対象に実施しているPCB含有塗膜に係る調査により、実態把握に努める。また、低濃度PCB廃棄物の処分に対する財政的支援がないことや、行政代執行による県の財政負担など不明確なことなどが懸念されている。

こうした状況を踏まえ、県としては全国環境衛生・廃棄物課長会等を通じて国に要請を行っており、今後とも継続的に要請していくとともに、国の検討結果を注視し、関係機関と連携の上、対策を図るものとする。

# 第4章 PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項

## 第1節 PCB廃棄物の処理体制の現状

産業廃棄物であるPCB廃棄物については、その保管事業者の責任において確実かつ適正に処理しなければならない、その処理に当たっては、当該事業者が期限内に自ら処分するか、または、処分を処分業者に委託しなければならない。

しかし、高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設を除いては、その処分を進めることは実質的に困難な状況にある。また、低濃度PCB廃棄物についても、その処分には高度な技術力と高額な設備投資が必要となるため、一部の民間事業者を除いては、自ら処分する施設を整備することは困難な状況にある。

このような状況の中、国は、平成15年4月にPCB廃棄物処理基本計画を策定し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用して全国5箇所（福岡県北九州市、愛知県豊田市、東京都江東区、大阪府大阪市及び北海道室蘭市）に拠点的広域処理施設を整備し、高濃度PCB廃棄物の処理を進めている。

このうち最初に操業を開始した北九州PCB処理事業所は、変圧器やコンデンサー等を処理する第1期施設が平成16年12月から、安定器・汚染物等を処理する第2期施設が平成21年7月から操業している。その他のPCB廃棄物処理施設については、豊田事業所が平成17年9月から、東京事業所が平成17年11月から、大阪事業所が平成18年10月から、北海道事業所の第1期施設が平成20年5月から、第2期施設が平成25年9月から操業している。

また、低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法に基づき環境大臣が認定する無害化処理認定事業者又は都道府県市の許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業者において処理することとされている。（無害化処理認定事業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の数は環境省ホームページを参照のこと。）

## 第2節 PCB廃棄物の処理体制の確保のための方策

### 1 本県におけるPCB廃棄物の処理体制の確保

本県は、全国5箇所の拠点的広域処理施設のうち最初に操業を開始した北九州PCB処理事業所の対象地域である。このため、県内で保管及び今後発生が見込まれる高濃度PCB廃棄物は、同事業所等を活用して期限内に確実にかつ適正に処理することを基本とする。

また、低濃度PCB廃棄物については、自ら処分又は無害化処理認定事業者等に処分委託することにより令和9年3月31日までに処分するものとする。

図1 北九州PCB処理事業所の概要

処理施設名	北九州PCB廃棄物処理施設	
	第2期施設(第1期施設は解体)	
処理品目	① コンデンサー(3kg未満) ② 安定器・汚染物	
処理方法	① 真空加熱分離法(前処理) 脱塩素化分離法(液処理) ② プラズマ溶解分離法	
処理能力	① 0.5t/日(PCB分解量) ② 10.4t/日(安定器等・汚染物量)	
処理対象	処理地域	処理対象物
	<b>中国・四国・九州・沖縄17県</b> 鳥取県、島根県、岡山県 広島県、山口県、徳島県 香川県、愛媛県、高知県 福岡県、佐賀県、長崎県 熊本県、大分県、宮崎県 鹿児島県、沖縄県	コンデンサー、安定器、汚染物
	<b>近畿2府4県</b> 滋賀県、京都府、大阪府 兵庫県、奈良県、和歌山県	安定器・汚染物(一部機器を除く)
	<b>東海4県</b> 岐阜県、静岡県、愛知県 三重県	車載変圧器の一部、安定器 汚染物(一部機器を除く)

## 2 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を実施するための関係機関の役割

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進にあたっては、保管事業者及び所有事業者、収集運搬業者（廃棄物処理法に基づくPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している業者をいう。以下同じ。）及び自ら収集運搬を行う者（以下「収集運搬業者等」という。）、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、無害化処理認定業者等、国及び関係自治体等がそれぞれの役割を十分理解してその責務を果たすとともに、密接に連携することが重要である。

### (1) 保管事業者及び所有事業者

保管事業者は、廃棄物処理法及びPCB特別措置法の規定により、PCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。所有事業者は、確実に、そのPCB使用製品を廃棄し、又はそのPCB使用製品からPCBを除去するよう努めなければならない。保管事業者及び所有事業者と関係のある事業者団体等においては、保管及び処分の状況等の県又は宮崎市への確実な届出並びに適正な保管及び計画的な処分又は廃棄が行われるよう、関係行政機関が行う保管事業者及び所有事業者への指導等並びに普及啓発に協力するよう努めなければならない。

保管事業者は、そのPCB廃棄物が処理されるまでの間、県や宮崎市の指導等に従い、PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないようにその保管状況を点検し、必要に応じて改善のための措置を講ずるとともに、紛失したり、PCB廃棄物ではないものとして処分したりすることのないよう適正に保管するとともに、計画的かつ適正に処分を行わなければならない。また高濃度PCB使用製品の所有事業者は、PCB特別措置法又は電気事業法の規定に基づき、計画的かつ適正に廃棄しなければならない。なお、保管事業者は、処分に当たっては、県や宮崎市の指導等に従い、漏えいのおそれその他の保管の状態に応じて安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

PCB廃棄物の保管事業者及び高濃度PCB使用製品の所有事業者（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）は、PCB特別措置法に基づき、保管・処分の状況や廃棄の見込みなどについて県又は宮崎市に届出をしなければならない。とりわけ、多量の高濃度PCB廃棄物の保管事業者及び多量の高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）の所有事業者（以下「多量保管事業者等」という。）にあつては、PCB特別措置法に基づき、県又は宮崎市の指導等に従い、高濃度PCB廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分並びに高濃度PCB使用製品の確実な廃棄に関する事項を定めた計画を策定することが求められる。

高濃度PCB廃棄物を北九州PCB処理事業所等に処分委託しようとする保管事業者は、拠点的広域処理施設が、効果的・効率的な観点から、事業対象地域における高濃度PCB廃棄物の計画的な搬入を前提に整備されているものであることを踏まえ、県又は宮崎市の指導等に従うとともに、あらかじめ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社と連絡調整を行い、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の受入条件を満たした上で、北九州PCB処理事業所等に搬入を行わなければならない。

低濃度PCB廃棄物の保管事業者は、その保管する低濃度PCB廃棄物を令和9年3月31日までに自ら処分し、又は処分委託しなければならない。これを踏まえ、低濃度

PCB使用製品に該当する可能性がある電気機器等の所有事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、電気機器等を製造した者及び一般社団法人日本電機興業会、一般社団法人日本電線工業会等の関係団体から提供されるPCB汚染の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該電気機器等を製造した者に対して、PCB汚染の可能性の有無について確認するものとする。また、当該電気機器等を製造した者からの情報により、当該電気機器等にPCB汚染の可能性がある場合には、速やかに絶縁油中のPCBの濃度を測定する等の適切な方法により、PCBにより汚染されているかどうかを確認するものとする。

## (2) 収集運搬業者等

収集運搬事業者等は、廃棄物処理法等関係法令、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及び北九州市PCB廃棄物処理計画で定める運行条件等を遵守するとともに、運搬経路に当たる関係各県の指導、助言等に従い、安全な収集運搬を実施するものとする。

また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北九州PCB処理事業所等への搬入に際しては、同社が示す基準や指示に従うとともに、保管事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社と相互に調整を図り、確実かつ適正な収集運搬に努めるものとする。

## (3) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、事業主体として、事業対象地域に存する高濃度PCB廃棄物の計画的な搬入を確保し、確実かつ適正に処理するため、県や宮崎市、保管事業者及び所有事業者に対して搬入に係る情報を提供し、本計画等に沿って保管事業者・所有事業者と緊密に連絡調整を行い、計画的かつ速やかに登録・処分手続きを進めるとともに、高濃度PCB廃棄物の早期処理に向けた県や宮崎市の取組に対し、技術的支援その他の必要な協力を行う。

また、PCB廃棄物の処理に関する安全対策、環境保全対策等の情報の一元的管理を行い、施設周辺住民及び県民、事業者に対して積極的に情報公開に努めるとともに、北九州地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会等において関係各県及び北九州市と相互に協力・連携を図るものとする。

## (4) 国

国は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設の維持管理を支援するほか、県及び宮崎市と協力して広域的な収集運搬体制の確保を図るとともに、県と協調して基金の造成を行うことにより、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の確保に努める。特に、拠点的広域処理施設における処理の実施に当たっては、国は、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるように、県市間の調整、県市と中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の指導監督を行う。

また、国は、PCB廃棄物の保管の状況及び高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）の所有の状況に関する県及び宮崎市による調査等が円滑に進むよう調査の効率化に必要な情報の提供その他必要な支援を行うとともに、事業終了準備期間までに北九州PCB処理事業所等への処分委託が行われるよう必要な措

置を講ずる。さらに、県及び宮崎市による措置のみでは事業終了準備期間までの処分委託の確保が困難な場合等、特に必要があると認められる場合には、PCB特別措置法に基づく立入検査等の措置を講じるものとする。

さらに、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、電気事業法に基づく報告徴収、立入検査、技術基準適合命令等の措置を最大限に活用し、事業者に対する措置を行う。

#### (5) 県及び宮崎市

県及び宮崎市は、区域内に存在するPCB廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）の所有の状況を網羅的に把握するとともに、必要な調査を行った上で、未届けのPCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品がないよう保管事業者及び所有事業者に届出を徹底させ、PCB廃棄物の適正な保管のための措置や、処分に当たっての安全な収集運搬の確保のための措置、高濃度PCB廃棄物の事業終了準備期間までの計画的な処分のための取組並びに高濃度PCB使用製品の確実な廃棄のための取組を講ずるよう必要な指導等を行う。

特に、北九州PCB処理事業所等における処理の実施に当たり、県及び宮崎市は、北九州地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会や北九州PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会を活用し、関係各県と相互に連携して、確実かつ適正な収集運搬を行うことができる収集運搬業者等による広域的な収集運搬の体制の確保を行うとともに、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるよう関係各県や北九州市及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整を行う。また、県は国と協調して基金の造成を行う。

このほか、県及び宮崎市は、保管事業者及び所有事業者に対し、PCB特別措置法に基づく届出及び高濃度PCB廃棄物の事業終了準備期間内の処分委託又は高濃度PCB使用製品の廃棄に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し、周知徹底を図ることに努め、県民に対して、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性その他の情報の提供を行うなど、その理解を深めるよう努める。

#### (6) 宮崎市以外の県内市町村

宮崎市以外の県内市町村は、国、県及び宮崎市が実施するPCB廃棄物の処理等に関する各種の施策や取り組みに対して積極的に協力するものとする。

#### (7) 無害化処理認定事業者等

無害化処理認定事業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、低濃度PCB廃棄物の処分業者として、国や関係都道府県市の指導監督の下、安全を第一として、関係法令等を遵守して適正かつ確実な処分を進める。

電気機器等が廃棄物となったもの（以下「廃電気機器等」という。）に係る産業廃棄物処分業者は、低濃度PCB廃棄物を誤って処分しないよう、国、都道府県市及び電気機器等の製造者から提供される情報に注意し、必要に応じ排出事業者に対してPCBにより汚染されているかどうかを確認するなどの必要な措置を講じる。

### 第3節 PCB廃棄物の処理施設の整備に関する事項

県内で保管及び今後発生が見込まれる低濃度PCB廃棄物は、無害化処理認定施設等による整備を基本に、確実かつ適正な処理を推進する。

なお、保管事業者や他の廃棄物処理業者が処理施設を整備し処理する場合は、廃棄物処理法等の関係法令や「宮崎県産業廃棄物処理施設設置指導要綱」を遵守し、確実かつ適正に処理することとする。

### 第4節 PCB廃棄物の収集運搬体制に関する事項

#### 1 広域収集運搬における安全性の確保

中間貯蔵・環境安全事業株式会社が北九州市に整備する北九州PCB処理事業所を中核とした処理体制の下で確実かつ適正な処理を円滑に進めるためには、北九州処理事業対象地域内の高濃度PCB廃棄物の広域的かつ計画的な収集運搬の体制を確保することが必要不可欠である。

このため、県は、北九州地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会や北九州PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会において、関係各県及び北九州市と十分に協議、調整等を行うとともに、宮崎市と連携、協力して、保管事業者におけるPCB廃棄物の保管状況を把握し、保管事業者、収集運搬業者等が、収集運搬中の漏えい防止のために必要な措置を実施するよう、適切な指導監督に努める。

また、収集運搬業者等に対しては、廃棄物処理法等関係法令、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社が定める「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」の遵守、「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「北九州市PCB廃棄物処理計画」という。）で定める運行条件の周知徹底を図る。

#### 2 計画的な収集運搬体制の整備

高濃度PCB廃棄物の収集運搬の体制の整備に当たっては、高濃度PCB廃棄物の種類が多岐にわたること、北九州PCB処理事業所等の規模に応じて適正かつ計画的な搬入が確保される必要があることなどを踏まえ、同事業所等の能力に見合った収集運搬ができる体制とする必要がある。

このため、県は宮崎市と連携を図り、同事業所等への高濃度PCB廃棄物の運搬が計画的に行われるよう、保管事業者に対し計画的な収集運搬、対象となる高濃度PCB廃棄物の種類、数量、運搬手段、運搬経路等について指導を行うとともに、緊急時の連絡体制等について、関係機関と十分な協議、調整を行うこととする。

##### (1) 高濃度PCB廃棄物の北九州PCB処理事業所等への計画的な搬入の方針

長期保管に課題がある中小企業や廃業事業者等は、保管状況等により早期の処分が必要な場合、状況に応じて関係機関と調整した後、可能な限り早期に収集運搬及び処分を行うものとする。

また県は、季節的条件や地域的分布を考慮し、具体的な搬入量等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社との協議及び北九州PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会での調整結果を踏まえ、保管事業者や収集運搬業者等に対し、必要な情報の提供に努め



るものとする。

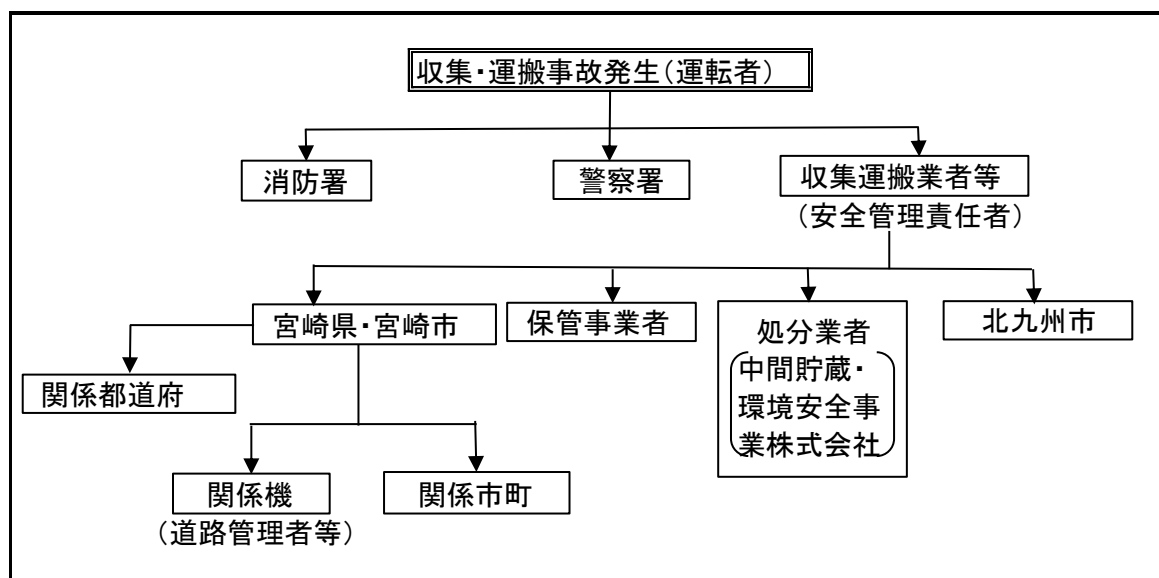
### (2) 運搬手段及び運搬経路等に関する指導方針

廃棄物の種類、保管量、保管事業場の立地条件等により、適切な運搬方法が異なることから、収集運搬業者等は、トラック等の輸送経路（自動車専用道路、国道等）、ルート回収や積替保管施設による運搬量の集約等について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、北九州市との協議、調整等を行うものとする。

### (3) 緊急時の連絡体制

収集運搬時の事故等に備え、県、市町村、警察、消防等の関係機関及び収集運搬業者等、中間貯蔵・環境安全事業株式会社等が連携し、迅速かつ適切な対応が取れるよう緊急連絡体制を整備する。

図2 収集運搬時の緊急連絡体制



## 第5章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために 必要な事項

### 第1節 PCB廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開

#### 1 本県のPCB廃棄物等の保管等状況の情報収集、整理及び公開

保管事業者及び所有事業者から、PCB特別措置法に基づき毎年度県又は宮崎市に届出されたPCB廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みに関する情報については、県又は宮崎市によって毎年度、公表することとしている。

県及び宮崎市は、PCB特別措置法に基づく公表に際して、県内のPCB廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みに関する情報を、インターネット等を通じて、地域の住民その他の関係者に対して分かりやすく提示するよう努める。

また、PCB使用電気工作物等の所有、保管及び処分の状況を適切に把握するため、PCB特別措置法に基づく届出情報及び電気事業法電気関係報告規則に基づくPCB使用電気工作物の設置の状況に関する報告情報との共有化について、九州産業保安監督部等との間で情報交換を行うことによって両制度の連携を引き続き図る。

#### 2 PCB廃棄物の処理の推進に必要な知識の普及等

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するためには、県民、保管事業者、所有事業者等の理解と協力が不可欠である。このため、県は、インターネット等を通じて、PCB廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識の向上を図るとともに、PCB廃棄物の性状、処理及びその進捗状況に関する正しい情報を広く提供し、県民の理解を増進するよう努める。

さらに、保管事業者等に対しては、説明会の開催等を通じて、PCB廃棄物の適正な保管や処分、収集運搬に関する情報、PCB廃棄物に係る関係法令に関する情報、北九州PCB廃棄物処理事業等に関する情報等を的確に提供し、周知するよう努める。

### 第2節 PCBの使用された部品を含む家電製品の処理

PCBの製造が禁止された昭和49年以前に製造されたテレビ、ルームクーラー及び電子レンジの家電製品については、PCBを使用した部品を含む可能性があることから、市町村は廃家電製品等の処理に際しては、これまでどおり、当該家電製品の製造者に取り外しを依頼するなど、PCBを使用した部品の取り扱いに留意する必要がある。

### 第3節 進行管理

本県におけるPCB廃棄物の処理を効率的かつ機能的に進めるため、北九州地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会や北九州PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会を活用し、関係各県、北九州市及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社等との協議、調整等を緊密に行い、本計画の円滑な推進を図っていくこととする。

また、県内のPCB廃棄物の処理に係る進捗状況などを踏まえ、さらに、本計画に掲げた目標の達成状況を評価しながら、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。